応募資格

1. 原則として、企業からの応募であることとし、グループ企業単位での応募ではないこととします。
また、就業規則を定めている企業に限ります。

2. 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。

(1) 高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。

(2) 令和6年4月1日～令和8年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。

(3) 令和6年4月1日～令和8年9月30日の間に、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成29年1月20日付け基発0120第1号)及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」(平成31年1月25日付け基発0125第1号)に基づき公表されていないこと。

(4) 令和8年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の労働関係法令に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。

(5) 令和8年の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。

(6) 令和8年4月以降、労働保険料の未納がないこと。

3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度等を導入し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる環境となる創意工夫がなされていることとします。

4. 応募時点前の各応募企業等における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

5. 過去のコンテスト応募企業(受賞企業を含む。)が再応募する場合は、過去の応募時とは異なる新たな制度等を導入し運用していること、又は過去の応募時の制度等を改定(発展又は充実させたものに限る。)して、運用していることとします。
なお、過去のコンテスト受賞企業に限っては、直近のコンテスト受賞時から3年以上経過していることを要件とします。

審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。
なお、応募を行った企業等または取組等の内容について、労働関係法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題(厚生労働大臣が定める「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」等に照らして事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される内容等)が確認された場合は、この点を考慮した審査を行うものとします。

賞 (※4)

■厚生労働大臣表彰

最優秀賞	1編
優秀賞	2編
特別賞	3編

■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞	若干編
特別賞	若干編
クリエイティブ賞	若干編



※ 4　上記は予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます。

審査結果発表等

令和9年9月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。
また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、新聞(全国紙)の全面広告、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。